

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

育てよう 健やかに

支えよう みんなで

○青少年の育成は

大人一人ひとりの責務
次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することとは、社会全体の願いです。子どもたちは、各家庭の宝というだけでなく、社会全体の宝だと言えます。

○家庭のあり方を
ふりかえろう
家庭は子どもにとって人格形成の行われる最初の場所です。

親であるみなさんは、基本的な生活態度や社会規範などを子どもに正しく伝達して

く責任があることを自覚しましょう。家庭でのしつけ、ふれあいと信頼関係の大切さや生活習慣など、家庭のあり方を見直してみましよう。

○地域で一体となつて
青少年の育成を

青少年の健全育成のために、家庭や学校、関係機関の努力だけでは足りません。地域において、日ごろから子どもたちを温かく見守り、励まし、ときには注意することが、青少年の健全育成の大きな力となります。また、有害な情報や環境から子どもたちを守ることも大切な役割です。

全ての人が青少年の健全育成に関わっているという意識を持ち、互いに助け、支えあえる地域づくりに努めましよう。また、「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立って、家庭・学校・地域が一体となった取り組みを進めましよう。

○青少年の多様な社会参加活動を支えよう
変化の激しいこれからの時代を支える青少年の育成のためには、さまざまな活動を通じて、より多くの青少年が自立性や社会性をはぐくみ、積極的に社会へ参画していけるよう支援することが重要です。そのために、大人のみならず、子どもたちといっしょになり、世代をこえて、地域の行事やボランティア活動、スポーツクラブなどに参加するよう心がけましよう。

(社会教育課)



人権フェスティバル

“命知らずのアナウンサー”の
異名を持つ人気アナウンサーが語る
「思いやりの心」

日時 12月9日(日) 9:30~
場所 文化センター 大ホール
内容

第1部 小・中学生の主張、体験発表
第2部 講演

演題 「～大震災を経験して～思いやりの心」

講師 フリーアナウンサー 桑原征平さん

世界50か国を回る貴重な体験や長年のテレビ取材の経験から語られる話題豊富な講演で、「思いやりの心」について考えてみませんか。

●小中学生の人権ポスター、標語の展示 ほか

青少年補導委員が

知事表彰・知事感謝・会長感謝を受賞

去る10月26日に開催された第45回兵庫県青少年補導委員大会で、永年(20年・10年)にわたり青少年の非行防止・健全育成に貢献されたことに対し、神崎郡青少年補導委員が知事表彰、知事感謝を受賞されました。

また、継続して青少年の健全育成に尽力されたことに対し、兵庫県青少年補導委員連合会会長感謝を受賞されました。受賞された方々は次のとおりです。(敬称略)

【兵庫県知事表彰(20年)】 福島和江(駅前)

【兵庫県知事感謝(10年)】 西川英隆(新町)

【兵庫県青少年補導委員連合会会長感謝(5年)】

久後龍馬(福崎小)・溝端巖(八千種小)・大西啓司(福崎西中)

おめでとうございます。今後とも地域の青少年健全育成のため、ますますのご活躍を祈念します。

(社会教育課)



ヘルプ!!

福崎東中学校1年

栢田風紗

「今日、〇〇市〇〇町で、部屋で男の子がたおれていると、近所の住民から110番通報がありました。警察によると、体に複数ものあざがあり、ぎゃくたいをされていたと見てそうさを進めています。」

みなさんは、『幼児ぎやくた』という言葉を目にしてどんなことを思い浮かべますか。多分、なぐられるとか体に傷をつけられるといったことを思い浮かべるでしょう。幼児ぎやくたいは、自分勝手に、親が子どもにひどい扱いをすることです。子どもどうしがする『からかい』とはまったく違う、もっとひどくおそろしいものです。

私はこの幼児ぎやくたについて、ある1冊の本と出会いました。この本は、今までにあつたぎやくたいや、親どうしの都合により子どもがひどい目にあ

うという話をまとめ、カウンセリングのやり方などを記したものでした。私は当時小学6年生でしたが、この本はとても印象的で、今でも記憶に残っています。

一番最近のニュースでは、今年3月、大阪府豊中市で生後3か月の男児を揺さぶり、脳に損傷を与えたとして傷害罪に問われた父親Iに懲役3年2か月が言いわたされました。

ぎやくたいたされた男の子は今も目が見えず、言葉もしゃべれない状態だそうです。

この事件以外にも、父親と母親、2人でやったというものもありました。

私のお父さんが以前「どっちか片方がしかっている時はもう片方がしかられている子どもの味方になるんやで。」と言ったことがありました。私はこの深い言葉が、ぎやくたいたが多いこんな世の中のせい、頭に残ってはなれませぬ。

父親、母親2人でぎやくたいたをしたという人には、この考え方はなく、自分勝手にとてもひどいことをしたんだと実感し反省してほしいと思います。

今、日本の人口は減りつつあります。あと何百年何千年、このままでいくと絶滅してしまいかもしれないと言われています。そんな時に、未来へとバトンタッチしていく今の子どもたちを、

うみの親が自らの手でぎやくたいた、あるいは殺害ということをしているのです。

こんな世の中、私はありえないと思います。親は道をつくり、未来をつなぐ子どもたちに、いろいろな知識を伝えるものとなくて、子どもたちを支えてくれないなら、自らの考えのまっすぐに気付き、それを正しい方向へと変える。それから、しっかりと本らいの自分を見つけたら、目の前にいる自分の子どもに、今自分が伝えなければならぬものを一生かけて伝えようと努力をしてみる。これに気付けてほしいと思います。もし、このような努力をしている人がいるのなら、手助けをしてあげてほしいと思います。

私はふだん、この努力をしないでもよくそんなことが言えるなという場面に出会います。ぎやくたいたいされ、殺害された子は、もっともつと生きたかっただろうに……。友達とつとつとつとしゃべりたかっただろうに……。ぎやくたいたする親なんて最低だ。

私はもし、そんな人に会ったら、「自分が逆の立場になって考えてみる！きつとまちがいを正せるはずだ！」と言いたいです。



福崎西中学校3年 藤本拓真



福崎小学校1年 西村藍花

子どもは親を見て育ちます。だからもし、自分の親が自分にぎやくたいたをしていたら、大きくなつてまた自分の子にぎやくたいたをすることになってしまいます。つまり、負の連鎖になってしまふのです。そこで、まちがいに気付き、とめられたらいいのですが、やってしまふまで気が付かないのが現状です。

今、ぎやくたいたという言葉がニュースを通してかわるこんな世の中、とても平和な社会とは言えません。そして今もまだ、ぎやくたいたいされ傷ついている子どもたちがいるかもしれません。私はそんな子どもたちの「ヘルプ!!」という心の叫び声をみんな読んで読んでほしいと思うのです。

これから始まる子どもたちの未来へと続く道を、ぎやくたいたいなかで決してこわしてはいけません。たとえ、親であろうとも。しっかりとした態度で子どもから尊敬される親。そんな人が増えてほしいなあと願っています。

人権標語

知らんぷり しない
させない 勇気持とう

高岡小学校6年
秋武諒紀

「ごめんね。」と この一言で
笑顔にもどる

八千種小学校6年
谷岡巧望

自分から ごめんとと言える
その勇氣

福崎小学校6年
大上凌弥

やめようよ かげ口悪口
知らんぷり

田原小学校6年
牛尾智哉

国民健康保険加入のみなさんへ

**被保険者証を郵送します
(11月は被保険者証の更新月)**

新しい被保険者証を11月下旬に簡易書留でお送りします。(役場で更新の手続きをしていただく場合もあります。)
※現在お持ちの被保険者証は同封の封筒で、12月1日以降に役場健康福祉課へ返送してください。

国民健康保険税

保険税は大切な財源です。病院など保険医療機関にかかった時の医療費については、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんから納めていただく保険税でまかなわれています。保険税は必ず期限内に納めてください。
保険税を滞納すると、特別な事情もないのに保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を交付することがあります。
会社都合により失業された方(非自発的失業者)へ、会社を退職された理由が会社都合の場合、国保税の軽減

制度があります。該当すると思われる方は、ご相談ください。

納付が困難な時はご相談を災害などのやむを得ない理由により納付が困難な時は早めに相談をしてください。減額や免除を受けられる場合があります。

国保の保健事業

健康づくりの一環として左記の保健事業を実施しています。

人間ドックの助成

【対象者】

- ・35歳以上の国保の被保険者で、受診日に75歳に年齢到達していない方
- ・健保の被扶養者で※満35歳以上40歳未満の方
- (※の年齢は平成24年4月1日現在)

脳検査の助成

【対象者】

- ・国保の被保険者で※満40歳以上の方
- ・健保の被扶養者で※満40歳以上の方
- (※の年齢は平成24年4月1日現在)

特定基本健診の実施

11月25日(日)・26日(月)

に未受診者の方を対象に、特定基本健康診査を実施します。長期間受診されていない方には電話・訪問によりご案内をします。本年度、健診を受けていない方は、ぜひ受診してください。なお、同一年度内に人間ドックと特定健診を重複して受診することはできません。

移送費

移動困難な患者で、その症状から当該医療機関の設備等では十分な診療ができず医師の指示により緊急に転院した場合など、申請して認められれば移送に要した費用が国保から支給できます。

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- ・目的である療養が保険診療として適切である。
- ・療養することとなった原因の病気やケガにより、移動困難である。
- ・医師の指示により、一時的・緊急的に移送が必要であり、やむを得ない。
- ・申請に必要なもの
- ・保険証
- ・印鑑
- ・医師の意見書

- ・領収書
- ・振込先口座

柔道整復施術の保険適用

整骨院や接骨院等で施術を受ける場合、健康保険証を使用する場合と使えない場合があります。健康保険証が使えない場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。

○健康保険証が使えない場合

- ・急性または亜急性の外傷性骨折・脱臼・打撲・捻挫
- 健康保険証が使えない場合
- ・日常からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良など
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ・他の医療機関で治療中の同

部位について、同時期に施術を受ける場合
・あんま・マッサージの代わりの利用
柔道整復師へのかかり方を正しく理解し適切な受診をすることで、医療費の適正化にもつながります。

また、申請内容確認のため、役場健康福祉課から電話や文書で照会させていただく場合があります。
ご協力をお願いします。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)
税務課 国保税係
(内線345)

11月11日~17日は
税を考える週間です  国税庁

国税庁 

税の役割と税務署の仕事を
ご覧ください



申告と納税はe-Taxで!

※開始には事前準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

福崎町文化財だより

61

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館

文化財再発見 ⑤7

大庄屋三木家と播但一揆

1、播但一揆

明治4年(1871)10月、姫路・生野両県で起こった大規模な一揆が播但一揆とよばれています。県の役所や薬園、大庄屋宅、庄屋宅が次々と焼き打ちされました。

この一揆は、神東郡辻川村の大庄屋三木家の襲撃から蜂起が始まったことが知られています。

2、一揆の勃発

10月13日、三木家には県の役人が人別改めを行うため出張して来ていました。そこへ、明治政府の新政策に不満をもつ民衆が、竹槍・鉄砲を携え大勢集まって来て、役人に嘆

願しようとして門前へ詰めかけ、騒ぎ出しました。

一揆勃発の状況を記した史料には、「日は既に薄暮に迫り、遂に門前群衆は発砲と放火などを始めており、騒ぎ出して動乱となった。あるいは門・塀を破壊する者あり、あるいは室内へ踏み込んで建具を破壊する者あり、あるいは刀を取って石の上になたき、これを折る者もあつた。」(『福崎町史』第2巻)とあります。

3、建物に残る一揆の痕跡

三木家住宅は、平成22年度から保存修理工事を行っていますが、工事の痕跡調査で多くの墨書が見つかっています。

墨書というのは、建物の部材に墨で書かれた文字や記号のことです。

「役所のま」北面の垂壁板(長さ192cm・幅20cm)から発見された墨書には、「明治四未年十月土寇のために破損仕候、明治六酉年三月北野村大工金藤佐十郎□繕宮仕候」と記されていました。「土寇」とは一揆のこと、これにより播但一揆で「役所のま」も被害を受け、修繕されたことが確認されました。



▶ 播但一揆で使われたと伝わる竹槍。長さ231・5cm

(歴史民俗資料館蔵)



▲縁側の刀傷

県指定文化財三木家住宅を臨時公開!



今回は、「自然歩道を歩こう大会」の開催にあわせ、保存修理工事現場の臨時公開を行います。屋根瓦や土壁などを取りはずし、解体した軸組の状態を見ていただける貴重な機会です。発見された墨書等も展示しますので、ぜひご参加ください。

日時 11月23日(金・祝) 9:00~17:00
場所 三木家住宅(西田原1106)
※申込は不要です。

「かみのま」の柱や縁側にも、播但一揆のときのものと伝える刀傷が残っており、建物に残るこれらの痕跡は、文献史

料だけでは分からない、打ち壊しのようすを今に伝えていきます。



▲「役所のま」垂壁板から発見された墨書(部分)

平成24年度 特別展

播磨国風土記

～いにしへの福崎地名探訪～

主催：福崎町教育委員会

協力：福崎町立図書館応援隊（紙芝居グループ 対面朗読・録音図書グループ）
神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター

入館無料

11月25日まで開催

歴史民俗資料館だより

西暦2013年は、奈良時代の和銅6年（713）に朝廷より風土記の編さんが命じられてから1300年目の年にあたります。

本展ではそれに先がけて、現存する5つの風土記のうちの1つである『播磨国風土記』の中の「神前郡」にスポットをあててご紹介します。「神前郡」は、当館のある福崎町が領域に含まれていました。



そこで、「神前郡」条に登場する6つの里と、それらにまつわる伝承などを展示し、柳田國男の兄である井上通泰の著した『播磨国風土記新考』などから、登場する比定地についても検証していきます。あわせて、出土した考古遺物からみえる、当時のようすについても紹介します。

また、古代の福崎のみならず、中世や近世・近代の福崎のようすも資料を通してご紹介します。福崎の変遷をより詳しく知っていただく機会とするものです。

福崎町内に関する地名説話としては、^{たけいわしきのみこと}建石敷命という神様がいたとする^{ひのき}神前山や、^{なぐさ}檜で有名な^{やま}奈具佐山、^{あめのひぼこのみこと}天日杵命の軍勢が八千いたために名付けられたという^{やちくさの}八千種野などが紹介されています。神崎山・七種山・八千種など現在にもつながる身近な地名が登場するのも風土記の魅力のひとつです。



♪祝30周年♪

<講演会のお知らせ>

11月17日（土） 13:00～

場所：歴史民俗資料館

「ふるさとの地名が語る古代の神崎郡」

講師：松下正和さん（近大姫路大学）

11月18日（日） 13:30～

場所：柳田國男・松岡家記念館

「井上通泰の業績と人となり」

講師：井上舞さん（神戸大学大学院人文学研究科）

受講料：無料

★17日（土）は、歴民開館30周年を祝う記念式典を行います。

～考古遺物からみる当時のようす～

福崎のことが記されている文献史料のなかで、最も古いものは、『播磨国風土記』（国宝）ですが、展示では、遺物からみえる古代の福崎の姿もご紹介します。



①仏像



②土馬



③木皿



⑤鴟尾



⑥人形



⑦帯金具



④変形した須恵器

『播磨国風土記』との関連を示す遺物では、「神前郡」の地名と同じ名前が記された木簡が、奈良県の平城宮跡から見つかっています。



二条大路木簡
(奈良文化財研究所蔵)

*①～⑤[福井谷遺跡より出土]⑥[文治遺跡より出土]⑦[矢口遺跡より出土]

- 会場 柳田國男・松岡家記念館
- 電話 22・1000
- 歴史民俗資料館 22・5699
- 開館時間 9時～16時30分
- 休館日 月曜日、祝日の翌日
- 入館料 無料

平成24年度 特別展
 ～井上通泰の風土記研究～

入館無料
 11月25日まで
 開催



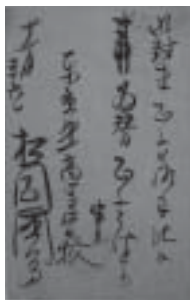
『播磨国風土記新考』の直筆原稿



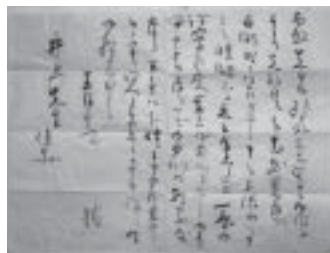
井上通泰

記念館では現在、特別展を開催しています。本展では、井上通泰の『播磨国風土記新考』の執筆過程を中心とした通泰の風土記研究を紹介するとともに、通泰の人物像をお伝えします。通泰の交流は広く、森鷗外、徳富蘇峰、高浜虚子、三上参次などの知識人や文学者がいます。どのような交流であったのかを知ることが出来る書簡を展示しています。

さらに、通泰と兄弟の間で交わされた葉書や書簡から、通泰の人物像に触れていただけます。そして、通泰を通じて風土記研究を紹介しています。ぜひ、ご来館ください。お待ちしております。



國男から通泰へ送った葉書



高浜虚子から通泰に宛てた書簡



通泰直筆の短冊

松岡兄弟の三男、井上通泰は、眼科医を営む傍ら、独学で歌学や史学の研究を続け、それらの成果を著作としてまとめていきました。その中で晩年の通泰の業績として挙げられるのが、『播磨国風土記新考』です。現在、柳田國男・松岡家記念館には、通泰直筆の『播磨国風土記新考』の原稿が残されています。今回は、この原稿についてお話したいと思います。

『播磨国風土記新考』の原稿は、西洋紙の400字詰め原稿用紙に1行置きに毛筆で書かれています。通泰の門弟の一人である森銚三が通泰について書き残した文章によれば、これが通泰の原稿執筆のスタイルだったようです。

ある日、森銚三が、西洋紙の原稿に毛筆で執筆する通泰



第二話

に、日本紙で原稿用紙を作ったかどうかと聞いてみると、通泰は、西洋紙の方が筆がすべってよいのだ、と答えたのだそうです。また、1行置きに原稿を書いていたのは、後から書き入れがしやすいようにという理由からだったそうです。さらに、原稿の執筆にあたっては、本文はもとより、目次や索引も自分の手で作り、校正も他人の手を煩わせることはなかったといえます。

また、記念館所蔵の原稿には、「三」と数字が振ってあり、第3稿であることがわかります。これも通泰の著述スタイルで、著述の際には、最初から完成したものを書こうとはせず、初稿・再稿・3稿と、3度まで稿を重ねていたそうです。

『播磨国風土記新考』の「後記」には、弟・柳田國男に風土記の研究を勧められ、初稿から第3稿まで執筆を進める過程が記されています。

まず、初稿は手元にある、すでに他の人によって活字化された『播磨国風土記』の本文を用いて執筆しました。次の第2稿では、原本の本文を入手し、これを利用していきます。また、地理を把握するために、地誌を収集する一方で、播磨の各郡出身者からも聞き取りを行いました。さらに、第3稿の執筆前や執筆中には、たびたび播磨を訪れ、福崎町の二之宮神社など、風土記ゆかりの地を巡検しています。

『播磨国風土記新考』の原稿やその著述スタイルから、学問に対して決して妥協することのなかった、通泰の研究姿勢を垣間見ることが出来るのではないのでしょうか。

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう
 「『播磨国風土記新考』の原稿」

神戸大学大学院人文学研究科 地域連携センター 井上舞

井上舞

日本民俗学会

研究奨励賞授賞式

福崎町では、昨年の町制55周年と柳田國男50年祭を機に、柳田國男の功績を生かし、日本民俗学のさらなる発展を願って、日本民俗学会の研究奨励賞に副賞を贈ることになりました。この賞は、35歳未満の次世代の民俗学を担う若手研究者に授与されるものです。



受賞者の渡部鮎美さん(左)

今年、渡部鮎美さん(国立歴史民俗博物館 非常勤研究員)の論文「機械化稲作転換期における稲作技術の多様化とリスク」秋田県大潟村を事例に」が受賞されました。10月6日(土)、東京学芸大学で開催された日本民俗学会第64回年会において、第32回研究奨励賞授賞式が執り行われました。嶋田町長が副賞として福崎町賞・金10万円を贈り、あいさつの中で「柳田國男生誕の地」「もちむぎ麵の町」福崎町を全国に向けて発信し、柳田精神を受け継いで、自律(立)の町をつくり上げたいと述べました。

「日本民俗学会」とは？
民俗学の研究と普及および会員相互の連絡を図ることを目的として、昭和24年に発足した、民俗学研究者の全国的な学会です。
その前身は、昭和10年に柳田國男の還暦を機に、全国の研究者によって結成された「民間伝承の会」です。

11月は文化財保護強調月間です

文化財は、地域の歴史を伝えてくれる大切なものです。かけがえのない郷土の歴史遺産を、これからも長く未来へ守り伝えていきましょう。

書籍販売のお知らせ

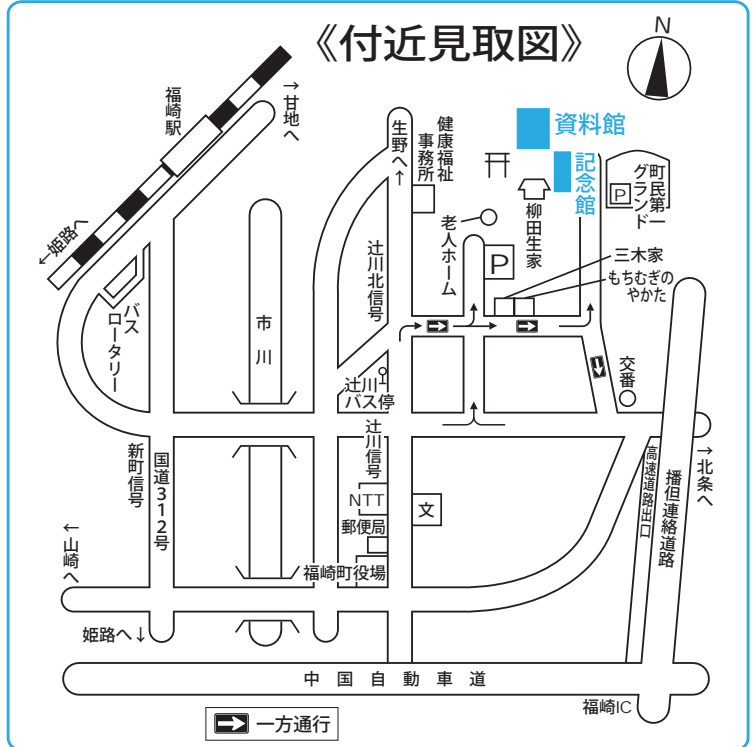
郷土を愛する心は、郷土の生い立ちを正しく知ることから始まります。「福崎の歴史を学びたい」という方は、ぜひ『福崎町史』全4巻をお読みください。

- 第1巻 5000円
- 第2巻 4700円
- 第3巻 4000円
- 第4巻 4500円

※詳しくは、歴史民俗資料館へ。



《付近見取図》



柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間
午前9時～午後4時30分
休館日
月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日
入館料 無料
交通 JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。
車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。



福崎町文化財だより 61
発行 平成24年11月1日
● 福崎町教育委員会
福崎町南田原316の1
☎ 0790-20560
● 柳田國男・松岡家記念館
● 神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原108の12
☎ 0790-21000
(記念館)
☎ 0790-25699
(歴史)